

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

令和2年7月8日午後1時00分～午後5時25分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

「大阪府道路交通規則」の一部改正について（案）

自転車の幼児用座席に乗車させる者の年齢制限について、16歳以上の運転者が乗車させることができる年齢制限を「幼児（6歳未満の者）」と規定されているところを「未就学児（小学校就学の始期に達するまでの者）」に改正したい旨の報告があり、審議の結果、その内容を了承した。

2 報告事項

(1) 令和元年度における大阪府留置施設視察委員会の活動結果等について

令和元年6月1日から令和2年5月31日までの間において、標記委員会が大阪府下67の留置施設のうち、36施設を視察し、留置業務管理者へ意見が述べられるとともに、それに基づき改善の措置等を行った旨の報告があった。

【委員発言要旨】

- 視察委員会の意見について、それぞれ検討を行い、留置施設の現況の改善等の措置がなされているが、今後もこうした視点での対応をお願いしたい。
また、換気や消毒などの新型コロナウイルス対策とともに勤務環境の改善にも配慮してもらいたい。

(2) 職業安定法違反等事件の検挙・解決について

保安課が、都島警察署等と合同で、4月8日に検挙したインターネットライブ配信を利用した公然わいせつ事件の捜査を進め、標記の事件につき、6月25日までに大阪地方検察庁へ送致して解決した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

- こうした事案においては、若年者が被害者となることもあることから、取締りの強化に尽力していただきたい。

(3) 業務上横領事件の検挙について

捜査第二課が、天満警察署と合同で、標記の事件につき、6月30日に被疑者1人を検挙した旨の報告があった。

(4) 飲食店経営者らによる詐欺未遂事件の検挙について

国際捜査課が、南警察署等と合同で、標記の事件につき、6月28日に被疑者2人を検挙した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

- 新型コロナウイルスに乗じて休業要請支援金を騙し取ろうとした悪質な事件の検挙であり、引き続き、同様の手口の事件に対し、徹底した捜査を行って警鐘を鳴らしてもらいたい。

(5) 令和2年上半期の交通事故発生状況等について

令和2年上半期の大阪府下における交通事故発生件数は12,059件で前年に比べ3,047件減少、交通事故死者数は63人で前年に比べ6人増加、負傷者数は14,129人で前年に比べ3,841人減少した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 最近では、交通量もかなり多くなってきており、今後も高齢者に対する交通指導やドライバーへの注意喚起等、安全対策を講じていただきたい。

(6) 大阪府新型コロナウイルス対策本部会議について

7月3日、大阪府新別館南館において開催された「大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」の結果について報告があった。

【委員発言要旨】

○ 今後、感染者の状況を注視しつつ、引き続き、関係機関と連携を図りながら感染防止対策を含め適切な対応をお願いしたい。

(7) 初任科卒業式の実施について

7月16日に警察学校初任教養部において、第236期長期課程27人及び第237期短期課程107人の卒業式を実施する旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 新型コロナウイルス対策に配慮して挙行されることとなるが、卒業する職員にとって思い出深いものとなるようにしてもらいたい。

第3 個別会議

1 決裁事項

(1) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、58件の行政処分を決定した。

(2) 指定暴力団「二代目東組」の第10回指定について

二代目東組について、指定暴力団として10回目の指定を行うこと及び同団体に対して指定通知書を交付する旨の上申があり、審議の結果、可として決裁した。

(3) 加入の強要等（脱退妨害）の禁止に係る再発防止命令の発出について

加入の強要等（脱退妨害）の禁止に係る再発防止命令について、意見聴取を7月20日とし、主宰者を決定するとともに、当事者が正当な理由なく意見聴取に出頭しない場合は、再発防止命令を発出する旨の上申があり、審議の結果、可として決裁した。

(4) 犯罪被害者等給付金支給裁定に対する審査請求に伴う弁明書の提出等について

犯罪被害者等給付金支給裁定に係る審査請求に伴う報告及び国家公安委員会に提出する弁明書等についての上申があり、可として決裁した。

(5) 犯罪被害者等給付金の支給裁定について

殺人事件等に係る遺族給付金の支給裁定申請1件について、審議の結果、犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定を行った。

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく代行聴聞結果及び行政処分決定について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分1件（公然わいせつ）について、審議の結果、無店舗型性風俗特殊営業の停止（期間8月）を決定した。

(7) 大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例に基づく代行聴聞結果及び行政処分決定について

大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例に基づく行政処分1件（客引行為等禁止違反）について、審議の結果、人の性的好奇心をそそる行為の提供を行う事業の停止（期間4月）を決定した。

(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく本聴聞手続き及び主宰者の指名について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき、風俗営業の許可の取消し及び飲食店営業の停止（期間6月）に係る聴聞の実施について報告があり、審議の結果、聴聞期日を7月29日とし、主宰者を決定した。

(9) 不服申立てに対する裁決について

ア 運転免許取消処分に対する審査請求事案

運転免許取消処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。

イ 放置違反金納付命令処分に対する審査請求事案

放置違反金納付命令処分の取消しを求めた審査請求事案2件について、審議の結果、当該各処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから、いずれも棄却とした。

(10) 裁決取消請求・追加的併合申立て控訴事件の応訴について

運転免許証交付処分に対する棄却裁決取消請求・追加的併合申立て控訴事件について、2月14日、大阪高等裁判所に控訴がなされた旨の報告があり、審議の結果、応訴することとして決裁した。

(11) 裁決取消請求事件の応訴について

運転免許証交付処分に対する棄却裁決取消請求事件について、6月15日、大阪地方裁判所に提訴がなされた旨の報告があり、審議の結果、応訴することとして決裁した。

(12) 交通規制の実施について

7月中に実施予定の車両通行止め、一方通行等58か所の交通規制について上申があり、可として決裁した。

(13) 意見要望の受理等について

ア 苦情1件について受理報告があり、審議の結果、事実調査を指示した。

イ 意見要望15件について受理報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

2 報告事項

- (1) 「大阪府警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例」の一部改正について（案）

西堺警察署の管轄区域を分割して新しい警察署（中堺警察署）を設置することに伴い、「大阪府警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例」の一部を改正したい旨の事前説明があった。
- (2) 警察署における一部受付業務に係る取扱時間の変更について
拾得物関係業務及び手数料徴収関係業務について、その窓口における取扱時間を午後5時までに変更する旨の報告があった。
- (3) 大阪ガス株式会社と連携した防犯情報の配信について
本年3月に大阪ガス株式会社と締結した官民連携による「安全・安心まちづくり」に関する協定書に基づき、IoT機能を備えたガス警報器を活用し、大阪府警察の「安まちメール」を配信する旨の報告があった。
- (4) 集団示威運動等に係る専決事務の処理状況について
6月22日から6月28日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

以 上